

法の日週間行事

新潟家庭裁判所では10月4日(火)に法の日週間行事を開催しました。
この広報行事は「法の日週間」にちなみ、裁判所や裁判手続などについて理解していただくために企画したものです。当日は45人の方に御参加いただき、『模擬講習』、『庁舎内見学』を行いました。



盗みを取り返す講習

万引きをした少年の講習を体験してみよう



調査官による講習

少年事件の一般的な流れ、当日の講習の進行予定などについて家庭裁判所調査官が説明しました。

書記官による講習

刑事事件と少年事件の違い、万引きをした場合の責任などについて裁判所書記官が講義をしました。



グループワークの結果発表

- ① 万引きにより迷惑を受けた人は？
 - ② その迷惑の内容は？
- の2つのテーマで意見交換を行ってもらいました。

庁舎見学(少年審判廷)

